

みんなの
ところに荷物が届く
仕組みだよ!!



国内貨物の量は

43億トン

もあるんだ!

A.



Q. 物流ってなに？

トラック豆知識

トラックの歴史

日本でトラックが誕生したのは、今から120年以上も前の1902年(明治35年)。東京の西洋食品店「亀屋」が、フランスから輸入したクレメントというクルマを使って、商品の運搬をしたことがはじめだと

いわれています。当時、ほとんどの日本人がクルマを見たことがなかった時代でしたが、そのころからもうトラックは活やくしていたんですね。

CONTENTS

- 令和6年4月から適用 トラックドライバーの新しい労働時間規制が始まります! 1~4
【年960時間の時間外労働上限規制と改正改善基準告示】
- トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます 5~8
- 「遠隔点呼」「業務後自動点呼」「IT点呼」など点呼の違いを解説します 9~10
- 新たに雇い入れた運転者への実施事項 11

公益社団法人 奈良県トラック協会
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6
TEL 0743-23-1200(代) FAX 0743-23-1212



トラックドライバーの 新しい労働時間規制が始まります!

令和6年4月から適用

年960時間の時間外労働上限規制と改正改善基準告示

時間外労働時間の上限規制（年960時間）に加えて1年、1か月、1日の拘束時間、
休息期間等が厳しく規制されます!

長時間の荷待ちが疑われる場合は、労働基準監督署から荷主等に対して「要請」が行われます!



改善基準告示とは？

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、トラックドライバーの労働時間等の労働条件の向上を図るため、労働基準法では規制が難しい**拘束時間（労働時間+休憩時間）**や**休息期間（勤務間インターバル）、運転時間等**の基準を定めたもの（厚生労働大臣告示）です。

令和4年12月に改正され、令和6年4月から新しい告示が適用となり、**遵守できないトラック運送事業者は行政処分の対象になります。**

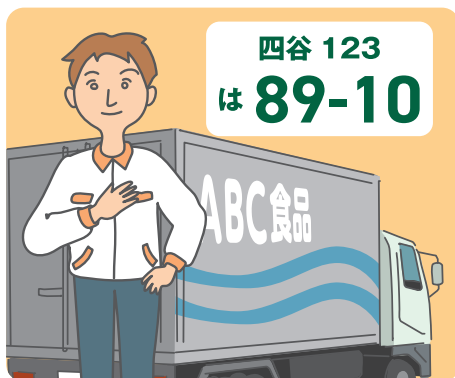
改善基準告示の対象は？

- 営業用トラック（緑ナンバー）運転者に加えて、**自家用トラック（白ナンバー）**運転者も改善基準告示の対象となります。
- 労働者に該当しない個人事業主は、直接、改善基準告示の対象ではありませんが、国土交通省が告示で定める基準により、実質的に改善基準告示の遵守が求められます。

緑ナンバー

白ナンバー

個人事業主



公益社団法人
全日本トラック協会



国土交通省

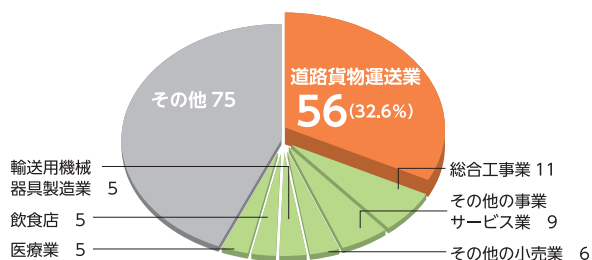


ひと、くらし、未来のために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

改善基準告示改正の背景

- 道路貨物運送業は、脳・心臓疾患による労災支給決定件数が全業種において最も多く、トラックドライバーの長時間・過重労働が課題となっています。
- 働き方改革関連法により、令和6年4月から時間外労働時間の上限規制が年960時間となります。働き方改革関連法の国会附帯決議により、過労死等の防止の観点から改善基準告示の改正が求められました。

令和3年度 脳・心臓疾患による過労死等の労災支給決定件数



資料：厚生労働省「令和3年度過労死等の労災補償状況」

新しい改善基準告示の主な内容 (令和6年4月施行)

主な項目	主な内容
<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="text-align: center;"> <p>1年、 1か月の 拘束時間</p> </div> </div>	<p>1年 3,300時間以内</p> <p>1か月 284時間以内</p> <p>【例外】 労使協定により、次のとおり延長可 (①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内 (年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める</p> <div style="text-align: right; font-size: 2em; color: orange;">Point1</div>
<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="text-align: center;"> <p>1日の 拘束時間</p> </div> </div>	<p>13時間以内 (上限 15時間、14時間超は週2回までが目安)</p> <p>【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※)、16時間まで延長可(週2回まで) ※:1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合</p>
<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="text-align: center;"> <p>1日の 休息期間</p> </div> </div>	<p>継続 11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</p> <p>【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、継続 8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続 12時間以上の休息期間を与える</p>
<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="text-align: center;"> <p>運転時間</p> </div> </div>	<p>2日平均 1日:9時間以内 2週平均 1週:44時間以内</p> <div style="text-align: right; font-size: 2em; color: orange;">Point2</div>
<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="text-align: center;"> <p>連続運転 時間</p> </div> </div>	<p>4時間以内</p> <p>運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上)10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない</p> <p>【例外】 SA、PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可</p>

改正された告示や通達などの詳細は
厚生労働省ホームページをご覧ください

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索



Point1 拘束時間について

- 1か月の拘束時間は時間外労働及び休日労働を含め、原則月284時間です。また、繁忙期対応を考慮し、最大月310時間まで延長可能です。
- 月284時間を12か月続けると3,408時間となり、原則年3,300時間（最大年3,400時間）を遵守できません。そのため、**余裕を持った配送計画が求められます。**



Point2 運転時間について

- 1日あたり、1週あたりの運転時間が定められています。
- 特に長距離貨物輸送の場合、無理な到着時間を設定し、拘束時間の全てを運転時間にすると告示違反になる場合があります。



ドライバーの労働時間削減にご協力ください！

このようなことはありませんか？

恒常的に長い荷待ち時間



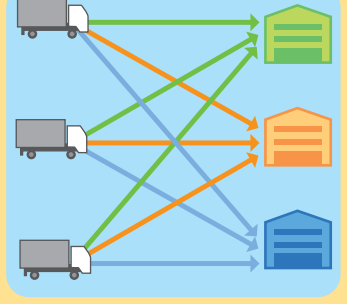
無理な到着時間の設定



手荷役による積卸作業

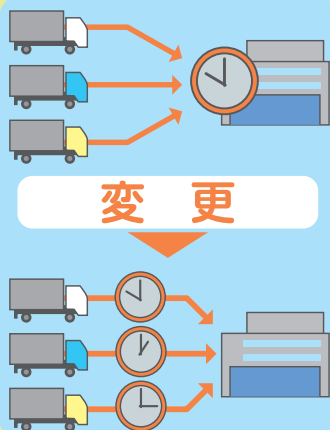


非効率的な集荷、配送



このような対策をトラック運送事業者と協議して取り組む必要があります！

予約システムの導入
納品日時の分散



高速道路利用促進
リードタイム延長

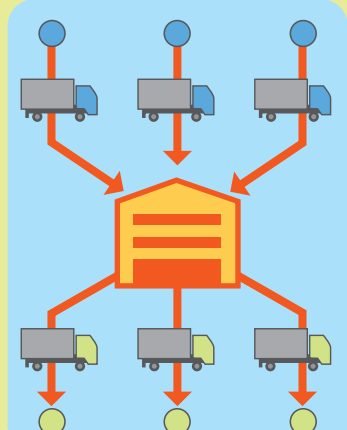
翌日着
翌々日着



フェリーの活用
パレット化



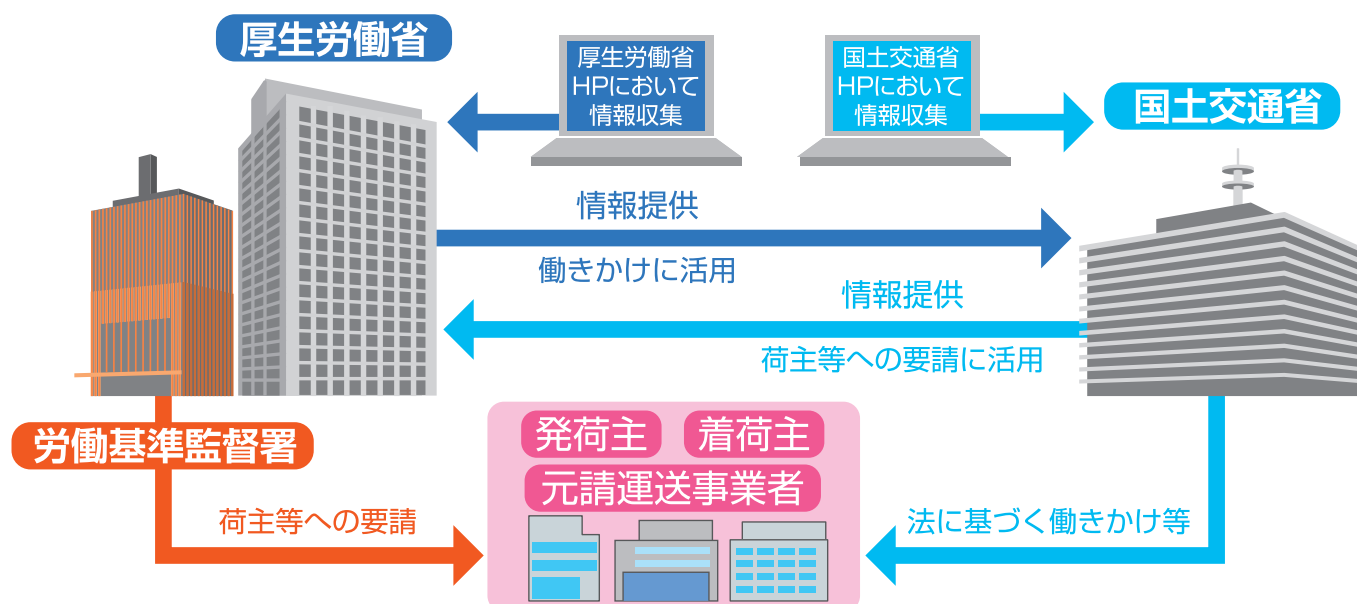
中継輸送の導入
積卸場所の集約



労働基準監督署から荷主等へ要請を行います！

- 改善基準告示違反になるような長時間の荷待ちが疑われる場合は、労働基準監督署から**荷主等**に対して「要請」を行います。
- また、厚生労働省から国土交通省に情報提供を行い、国土交通省から荷主等に対して法に基づく「働きかけ」等を行います。
- 発荷主に加えて、**着荷主**や**元請運送事業者**についても「要請」「働きかけ」等の対象になります。

- **荷主等企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**
(要請の内容) 長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないように努めること。
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- 厚生労働省ホームページの「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」において、荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集 ⇒ **国土交通省にも情報提供**



長時間労働改善に関するご相談は…

トラック運送
事業者の皆さま



発着荷主
の皆さま

トラック運転者の長時間労働改善
特別相談センター

2022年8月1日から、相談受付開始！

ドライバーの時間外労働の上限規制、
何から手を付けたいの？

荷主が取り組む
べきことは？

例えばこんなとき、
こんな困りごとなど、
ご相談ください！！

ドライバーの運転時間に
限度があったの？

荷待ち時間の削減を
どう、進めればいいの？

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームかフリーダイヤルから
ご利用時間：9：00～17：00、休日：土日祝、12/29～1/3



**相談
無料**

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます

1

昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

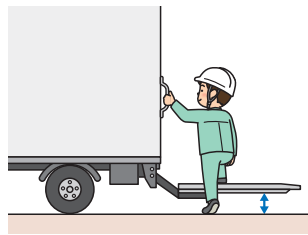
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

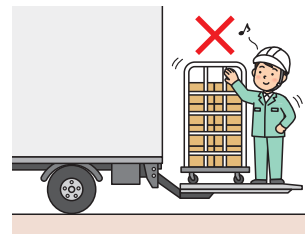
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作^{*}の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

^{*}「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

【一部省略できる者】

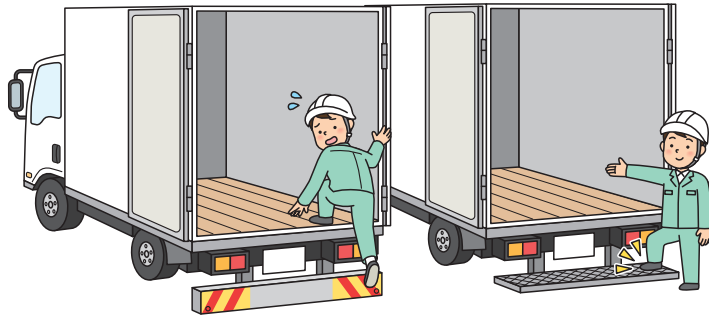
- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45分以上で可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1時間以上で可
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

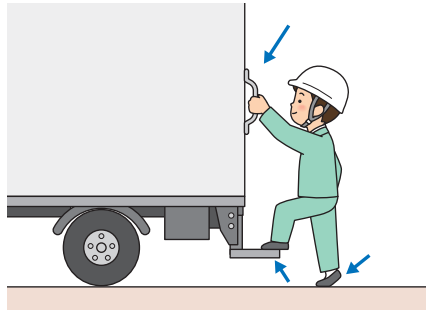
昇降設備の留意事項について



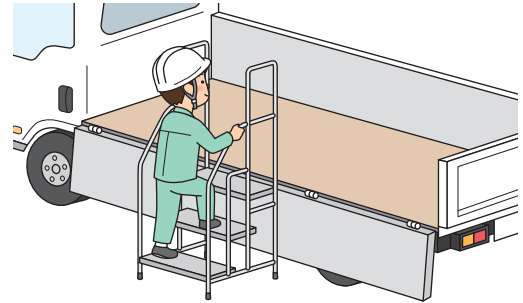
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



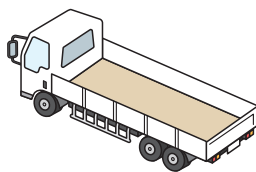
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

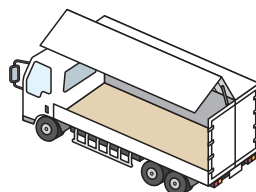
新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

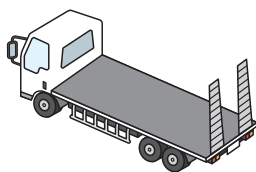


平ボディ車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

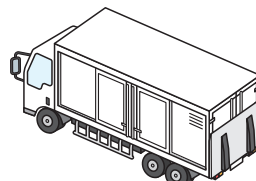


ウイング車



建機運搬車

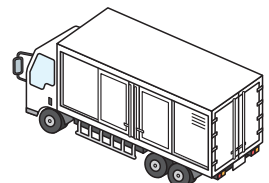
（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの



バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式

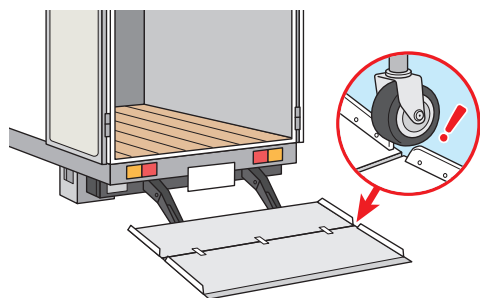


床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

その他、気をつけていただきたい事

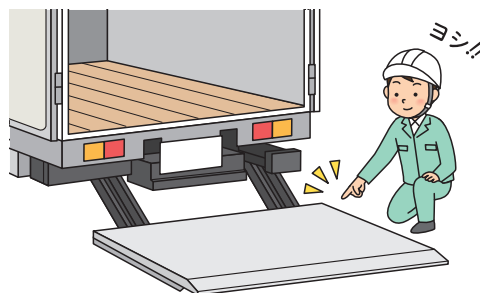
【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



【点検項目の例】

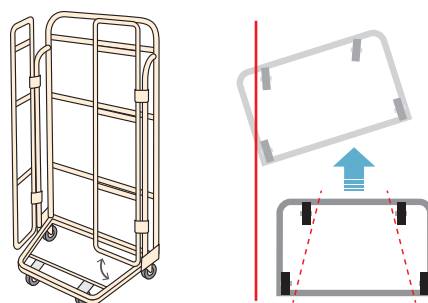
- ①正常に動作するか、異音がないか
- ②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

【U字型ロールボックスパレットについて】



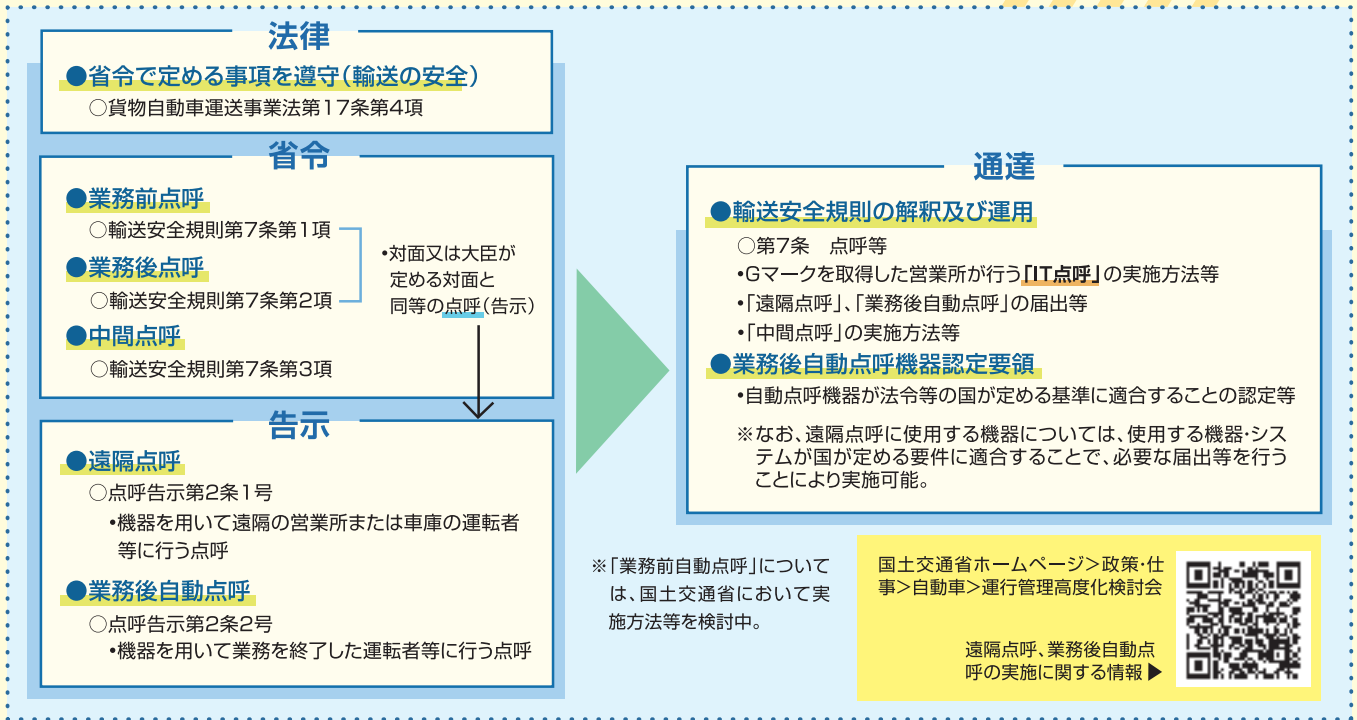
短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。



国が定める要件を備えた機器・システムなどの導入により

対面以外での点呼が実施可能に

令和5年3月31日、「道路運送法施行規則等の一部を改正する省令」および「対面による点呼と同等の効果を有するものとして、国土交通大臣が定める方法を定める告示」(点呼告示)等が公布されました。「点呼」に関する法令体系は以下の通りです。



完全子会社同士や「Gマーク」無しでも遠隔点呼が可能に

「遠隔点呼」は、個人を識別できる生体認証機能による本人確認や情報共有の確実性を担保する高度な点呼機器・システムを用い、当該事業者の営業所間や車庫間、完全子会社等※の営業所間などで行う点呼のことで、対面での点呼と同等の扱いとなります。遠隔点呼は、IT点呼とは異なり、要件さえ整えばGマーク認定を受けていない事業所(営業所)でも実施可能であることが大きなポイントです。

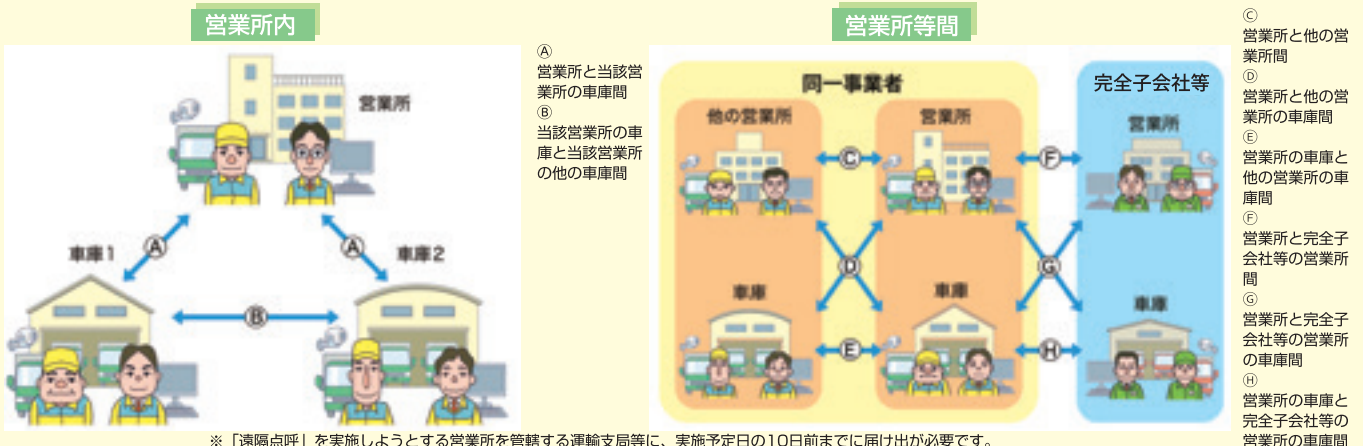
※100% 株式保有による支配関係にある親会社と子会社または100% 子会社同士

遠隔点呼を実施するためには、1.使用する機器・システムが備える要件、2.機器を設置する施設・環境要件、3.運用上の遵守事項——を満たすことが必要です。

1.については、運行管理者等が対面点呼と同等の確実性を担保することが必要で、運行管理者等がカメラやモニターを通じて運転者の顔の表情・全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できること、生体認証機能を利用して運行管理者等や運転者などの個人が確実に識別できることなどが必要です。2.については、点呼を実施する場所で監視カメラやモニターで運転者の顔色や全身の状態をしっかりと確認できる照度を確保することなどが求められています。そして、3.については、運行管理者等は自分が所属する営業所だけではなく、遠隔点呼を行う先の営業所の運転者の情報などを事前に把握しておくことなどが求められています。

なお、遠隔点呼によって乗務の不可が判断された時や、機器の故障などで遠隔点呼が実施できない場合の措置などもあらかじめ決めておく必要があります。

「遠隔点呼」



運行管理者の立会なしでも点呼が可能

「業務後自動点呼」

業務後自動点呼は、点呼における確認、指示、判断、記録の一部または全てを、国が定める機器認定要件を備える自動点呼機器に代替させて行う点呼です。実施可能な場所は、営業所または営業所車庫です。

自動点呼では、個人を識別できる生体認証機能により、従来の対面点呼と同等の確実性が担保されるよう、①業務後自動点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件、②業務後自動点呼を実施するために必要な施設・環境要件、③運用上の遵守事項——の3つの要件が設定されています。

なお、この業務後自動点呼は条件付きで認められるもので、事故やアルコールが検出された場合などの非常時は運行管理者等の対応が必要となり、従来の対面点呼と同様に、事業者、運行管理者等が運用の責任を負うものです。



CHECK

実施10日前までに届出が必要

「業務後自動点呼」を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局等に、実施予定日の10日前までに届出が必要です。

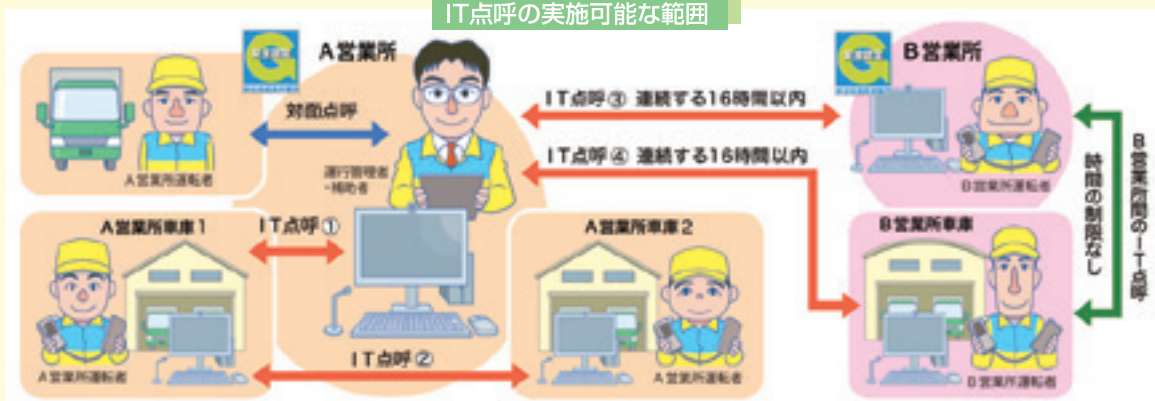
「Gマーク営業所」などは「IT点呼」が可能

「IT点呼」

「Gマーク営業所」に対するインセンティブとして、「IT点呼」が認められています。IT点呼が認められる範囲は、Gマークを取得している①営業所とその車庫間(24時間実施可能)、②営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間(24時間実施可能)、③営業所と他の営業所間(連続16時間まで)、④営業所と他の営業所の車庫間(連続16時間まで)——の4パターンです。

なお、Gマークを取得していない営業所でも営業所と車庫間においては、⑦営業所開設後3年を経過していること、⑧過去3年間、第1当事者となる自動車事故報告規則に規定する事故を発生させていないこと、⑨過去3年間、点呼の違反に係る行政処分等を受けていないこと、⑩適正化実施機関の直近の巡回指導評価がD、E以外であり、点呼に関する指摘がない、または点呼に係る改善報告書が3ヵ月以内に提出され改善が図られていること——の4要件をクリアすることでIT点呼が認められています。

IT点呼の実施可能な範囲



受委託点呼について

このほかの点呼形態に、「受委託点呼」があります。これは、他社の運行管理者・運行管理補助者に点呼を実施してもらうもので、点呼の受託者は、安全性優良事業所(Gマーク)であること、委託者は、安全性優良事業所または重大事故および行政処分(点呼実施違反)が3年間ない事業所であることが必要です。また、受委託点呼は必ず対面に限られます。

CHECK

IT点呼実施の場合の留意点

IT点呼を実施する場合は、実施予定の10日前までに、運輸支局長等に報告書の提出が必要です。また、営業所間でIT点呼を実施した場合は、点呼内容を記録した点呼簿を、双方の営業所で記録・保存します。



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL:03-3354-1009(代表) <https://jta.or.jp>

2023.04

新たに雇い入れた運転者への実施事項

自動車安全運転センター交付の
無事故・無違反証明書又は運転記録証明書の取得
過去3年間の事故歴を把握

※事故有り

事故無し

雇入れ時の健康診断の実施 (労働安全衛生規則第43条)

労働者を雇い入れた際に実施することが義務付けられています。

※本人が雇用前3ヵ月以内に健康診断を受診しており、その結果が提出された時は、雇入れ時健康診断を省略することができます。

事故惹起運転者 (特定診断Ⅰ・Ⅱ)

交通事故後、再度乗務する前に特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱを受診。

特定診断Ⅰ…※欄(ア)に該当し、当該事故前1年間に別の交通事故を起こしていない者。又は※欄(イ)に該当する者。
特定診断Ⅱ…※欄(ア)に該当し、当該事故前1年間に別の交通事故を起こしていた者。

事故惹起運転者特別指導

交通事故後、再度乗務する前に実施。

内容及び時間

- ① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等
 - ② 交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策
 - ③ 交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因並びにこれらへの対処方法
 - ④ 交通事故を防止するために留意すべき事項
 - ⑤ 危険の予測及び回避
 - ⑥ 安全運転の実技
- ①～⑤までについては、合計6時間以上実施する。
⑥については、可能な限り実施することが望ましい。

初任運転者及び高齢運転者にも該当する場合は、それぞれ該当する特別指導を行う。

初任運転者 (初任診断)

過去3年間に初任診断を受診したことがない者で、自社で初めて事業用自動車に乗務する前に受診。

初任運転者特別指導

過去3年間に他事業者で事業用自動車の乗務経験がない者。自社で初めて事業用自動車に乗務する前に実施。

内容及び時間

- ① 事業用自動車を運転する場合の心構え
 - ② 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
 - ③ 事業用自動車の構造上の特性
 - ④ 貨物の正しい積載方法
 - ⑤ 過積載の危険性
 - ⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
 - ⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
 - ⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
 - ⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転
 - ⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
 - ⑪ 健康管理の重要性
 - ⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
 - ⑬ 安全運転の実技
- ①～⑫については15時間以上実施する。日常点検、トラックの構造上の特性、貨物の積載方法については実車を用いて指導する。
⑬については20時間以上実施する。実際に運転させ、添乗等により指導する。

高齢運転者 (適齢診断)

65歳に達した日以後1年以内に受診。その後3年以内ごとに受診。

高齢運転者特別指導

適齢診断結果判明後1か月以内に実施。

内容

適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

初任運転者にも該当する場合は、初任運転者特別指導も行う。

なお、特定診断、初任診断、事故惹起運転者特別指導及び初任運転者特別指導について、やむを得ない事情がある場合には、乗務開始後1か月以内に実施すること。

各指導記録は営業所において3年間保存

※事故惹起運転者とは

(ア) 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号)を生じた交通事故を引き起こした運転者
(イ) 軽傷者(同条第4号)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者
(自動車損害賠償保障法施行令)

第5条第2号 次の傷害を受けた者

- | | |
|-------------------------------|-----------------------|
| イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの | ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの |
| ハ 大腿又は下腿の骨折 | ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したものの |

ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの

第3号 次の傷害(前号イからホまでに掲げる傷害を除く。)を受けた者

- | | | |
|---------|-------------|---------|
| イ 脊柱の骨折 | ロ 上腕又は前腕の骨折 | ハ 内臓の破裂 |
|---------|-------------|---------|

ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの

ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害

第4号 11日以上医師の治療を要する傷害(第2号イからホまで及び前号イからホまでに掲げる傷害を除く。)を受けた者